

特定不妊治療支援事業（経過措置）の概要

令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、従来の助成制度は令和3年度で終了しましたが、助成制度から保険適用となる移行期の治療計画に支障が生じないように、「年度をまたぐ1回分の治療」については、経過措置として助成金の対象となります。

1 助成を受けられる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 治療開始時に婚姻している夫婦であって、申請時に広島県内に住所を有すること。
 - ※ 事実婚の方も対象となります。
 - ※ 単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが県内に住所を有する場合も可となります。
広島市・呉市・福山市にお住まいの方はそれぞれの市へ申請してください。
- (2) 体外受精または顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと。
 - ※ 広島県以外の都道府県、指定都市、中核市が指定した医療機関での治療を含みます。
- (3) 治療期間初日における妻の年齢が**43歳未満**であること。
- (4) 令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに1回の治療が終了したこと。ただし、ステージCの治療については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合は、保険給付を受けていない場合に限り対象となります。
 - ※ 「1回の治療」とは、採卵準備のための薬品投与の開始等から妊娠を確認した日、又は医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日までを示します。

2 助成対象となる治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が対象となります。

なお、医師の判断に基づき、止むを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

【対象となる治療費】

○特定不妊治療

採卵準備のための投薬、注射、採卵及び胚移植、精子、卵子、受精胚の凍結料、妊娠確認検査費用

○男性不妊治療

特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための保険適用外の手術、凍結費

※ 妊娠の有無は助成の可否に影響しません。

※ 入院費、食事代、文書料など治療に直接関係のない費用は含まれません。

【体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲】

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲
	(自然周期で 薬品投与(点鼻薬) を行う場合もあり)	(自然周期で 薬品投与(注射) を行う場合もあり)	採卵	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で 薬品投与 を行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日

治療 ス テ ー ジ	A	新鮮胚移植を実施	[Shaded]										助成対象
	B	凍結胚移植を実施*	[Shaded]										
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	[Shaded]										
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	[Shaded]										
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	[Shaded]										対象外
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	[Shaded]										
	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	[Shaded]										
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止	[Shaded]										

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

3 助成額と助成回数

(1) 助成額

- 上限30万円(治療ステージC, Fは上限10万円)
- 男性不妊治療を行った場合は上限30万円(治療ステージCは除く)

(2) 助成回数

1回限り。

ただし、これまでの助成回数が以下の回数に達している場合は助成対象外です。

- ・初めて助成申請した際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満の場合：1子ごとに通算6回
- ・初めて助成申請した際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳以上の場合：1子ごとに通算3回

※ 既に他の自治体から助成を受けたことがある場合は、その助成回数も含めます。

※ 特定不妊治療の助成を受けた後、出産(妊娠12週以降の死産を含む)した場合、これまでに受けた助成回数をリセットすることができます。回数をリセットする場合は、子どもの出生を確認するため、戸籍謄本等を提出してください。

※ 助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。

<助成回数リセットの適用例>

例	リセットしない場合	リセットする場合
妻が30歳の時に4回助成を受け、第1子を出産 その後、35歳になってから、第2子のために治療再開	残り回数2回	残り回数6回
妻が38歳の時に2回助成を受け、第1子を出産 その後、41歳になってから、第2子のために治療再開	残り回数4回	残り回数3回
妻が40歳の時に3回助成を受け、第1子を出産 その後、43歳になってから、第2子のために治療再開	助成対象外	

4 申請期限

対象となる治療が終了した日の翌日から起算して**2か月以内**に申請してください。

経過措置は令和4年度中に限りますので、遅くとも令和5年3月31日までに申請してください。

- 例) 令和4年4月30日に治療終了 → 令和4年6月30日までに申請
- 令和5年3月1日に治療終了 → 令和5年3月31日までに申請

5 申請書類

申請様式は、各申請窓口で配布しています。また、県のホームページからもダウンロードできます。

- (1) 特定不妊治療支援事業申請書（様式第1号）
- (2) 不妊治療費助成申請に係る証明書（広島県統一様式）
- (3) 婚姻関係にあることを証明できる書類

区分	必要書類	注意事項
法律婚	・戸籍謄本	・初回申請時、助成回数リセット時（出生の確認）に添付が必要です。 ・夫婦が別世帯の場合は、毎回添付が必要です。
夫又は妻いずれか一方が外国籍	・日本国籍を有する者の戸籍謄本	
夫及び妻が外国籍	・各国の結婚を証明する公的書類	
事実婚	・夫婦それぞれの戸籍謄本 ・事実婚関係に関する申立書	・毎回添付が必要です。 ・重婚でないことを確認します。

※ 戸籍謄本は原本、申請日の3か月以内に発行されたものを提出してください。

- (4) 住民票（原本、世帯員全員記載、続柄記載、申請日の3か月以内に発行されたもの。）
※夫婦が別世帯の場合は、夫婦それぞれの住民票が必要です。
- (5) 医療機関が発行する領収書の写し（治療期間中の全ての領収書）
- (6) 振込先口座の通帳の写し（口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁。）

6 申請窓口

申請書は添付書類を添えて次の窓口にご提出ください。（郵送可）

お住まいの市町	申請窓口（広島県の保健所・支所）	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1階	082-513-5526
江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

※広島市、呉市、福山市に住所のある方は、お住まいの市に問い合わせ・申請してください。

お住いの市町	申請窓口	所在地	電話番号	
広島市	中区	中保健センター（地域支えあい課）	広島市中区大手町四丁目1番1号	082-504-2109
	東区	東保健センター（地域支えあい課）	広島市東区東蟹屋町9番34号	082-568-7735
	南区	南保健センター（地域支えあい課）	広島市南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4133
	西区	西保健センター（地域支えあい課）	広島市西区福島町二丁目24番1号	082-294-6384
	安佐南区	安佐南保健センター（地域支えあい課）	広島市安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4944
	安佐北区	安佐北保健センター（地域支えあい課）	広島市安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0616
	安芸区	安芸保健センター（地域支えあい課）	広島市安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2820
佐伯区	佐伯保健センター（地域支えあい課）	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9733	
呉市	呉市保健所地域保健課 健康増進グループ	呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階	0823-25-3540	
福山市	福山市保健所健康推進課	福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター6階	084-928-3421	

7 指定医療機関について

広島県内の指定医療機関及び他の都道府県、指定都市、中核市が指定している指定医療機関での治療も助成対象となります。

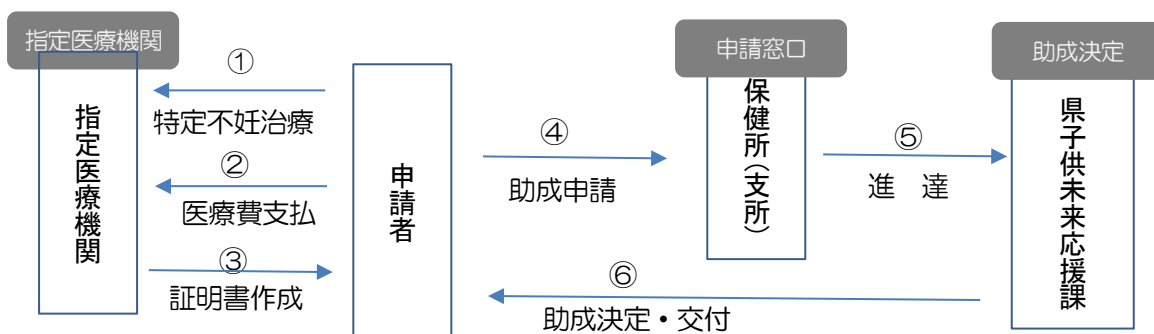
【指定医療機関（採卵・胚移植を行う医療機関）】

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
絹谷産婦人科クリニック	730-0035	広島市中区本通 8-23	082-247-6399
広島 HART クリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1-301	082-567-3866
県立広島病院	734-8530	広島市南区宇品神田 1-5-54	082-254-1818
香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町 2-14-24	082-272-5588
広島中央通り 香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555
MF クリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 4F	082-264-1131
笠岡レディースクリニック	737-0811	呉市西中央一丁目 3-9 5F	0823-23-2828
医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	721-0907	福山市春日町 1-7-14	084-940-1717
よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町三丁目 19-36	084-954-0341

【指定医療機関（手術により精子の採取を行う医療機関）】

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
いくち腎泌尿器クリニック	730-0031	広島市中区紙屋町 2丁目 2-2 紙屋町ビル5F	082-242-1145
MF クリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 4F	082-264-1131
医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	721-0907	福山市春日町 1-7-14	084-940-1717

8 申請手続きの流れ



新型コロナウイルス感染症による特例措置のお知らせ

令和2年度中に新型コロナウイルスへの感染防止のため治療を延期した場合、次の対象者へ特例措置があります。

①【対象者】令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳（昭和52年4月1日～昭和53年3月31日生まれの方）

☞治療期間初日の妻の年齢が44歳未満であれば助成対象となります。

②【対象者】令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳（昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれの方）

☞初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満であれば通算6回助成が受けられます。

※令和2年3月31日時点で本事業の助成対象でなかった方（夫婦の所得合計額が730万円以上または事実婚の方）は、特例措置の対象となりませんのでご注意ください。

※特例措置で申請をされる場合は、夫婦それぞれの所得・課税証明書（R2年所得（R2年所得が730万円を超える場合はH30年所得）、所得額と控除額の記載があるもの）の添付が必要です。